

西田総務政務官が代表の自民支部 300万円の寄付を返金

02月15日 16時51分

衆議院石川3区選出の西田昭二総務政務官が代表を務める自民党の支部が、地元の建設会社から寄付を受けた300万円を返金しました。寄付は衆議院選挙が行われた3年前の10月にあり、建設会社は国が発注する工事を受注していたということで、事務所は「法律に抵触するとは考えていないが、

道義的見地から返金した」としています。

事務所によりますと、返金したのは西田政務官が代表を務める自民党の支部が地元の建設会社2社から寄付を受けた計300万円です。

建設会社はいずれも国発注の工事を受注していて、寄付は岸田総理大臣が衆議院解散の意向を示した3年前の10月4日から31日の投票日までの期間に行われたということです。

公職選挙法は国の公共事業を請け負っている事業者が国政選挙に関して寄付することを禁じています。

西田政務官の事務所はNHKの取材に対し「政治活動への支援としての寄付で法律に抵触するとは考えていない」としたうえで「道義的見地からきのう付けで返金した」と説明しています。

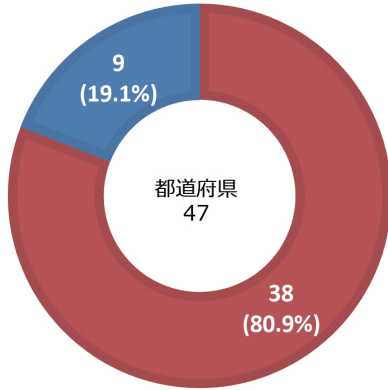
一方、石川1区選出の小森卓郎衆議院議員が代表を務める自民党の支部も、3年前の10月4日に国の公共工事を受注していた建設会社から寄付を受けた50万円を返金しました。

小森議員の事務所はNHKの取材に対し「道義的見地から返金した」としています。

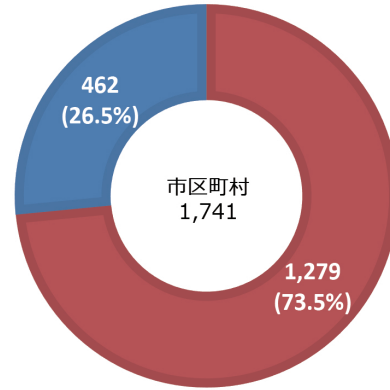
CIO及びCIO補佐官の任命状況

2022年4月1日時点

CIOの任命

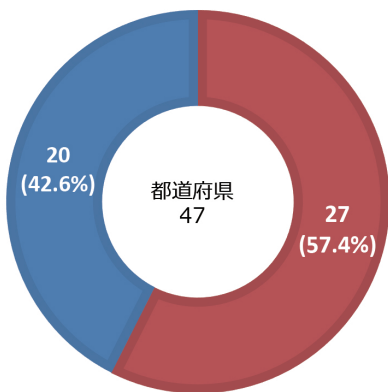


■ 任命している…38
■ 任命していない…9

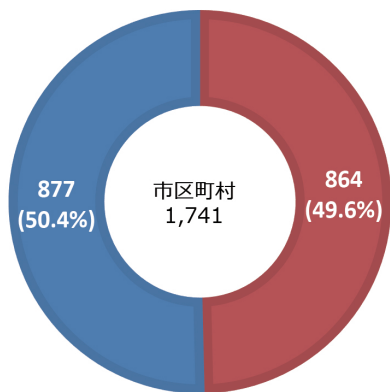


■ 任命している…1,279
■ 任命していない…462

CIO補佐官等の任命



■ 任命している…27
■ 任命していない…20



■ 任命している…864
■ 任命していない…877

CIO補佐官等の任命人数及び外部デジタル人材の活用人数

	CIO補佐官等の任命人数（人）	
		うち、外部デジタル人材の活用人数（人）
都道府県	70	36
市区町村	1,213	188
合計（人）	1,283	224

令和6年2月9日

西日本電信電話株式会社に対する行政指導

総務省は、本日、西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 森林 正彰、法人番号 7120001077523、本社 大阪府大阪市）に対して、委託先の監督の見直し及び対策の強化等について、文書により行政指導を行いました。

1 経緯等

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）は、同社のテレマーケティング業務を株式会社NTTマーケティングアクトProCX（以下「ProCX社」といいます。）[※]に委託していたところ、同社が当該委託業務を実施するに当たり利用していたコールセンタシステムを提供するNTTビジネスソリューションズ株式会社（以下「BS社」といいます。）[※]の運用保守業務従事者が、システム管理者アカウントを悪用して、NTT西日本の顧客データが保管されているサーバへアクセスする手段で、2014年から約8年にわたって、当該顧客データを不正に持ち出し、第三者へ流出させていました。

NTT西日本からの報告によれば、ProCX社によるBS社のコールセンタシステムの利用については、個人データの取扱いの委託に該当するにも関わらず、その事実を認識することができず、業務委託契約書等という業務委託には含まれないとして運用してきており、業務委託先の監督措置の対象としていなかった等、NTT西日本のProCX社に対する監督が不十分であったことが判明しました。

※ NTT西日本の100%子会社

2 措置の内容等

2 措置の内容等

総務省では、本日、NTT西日本に対して、以下の事項の実施等を求めるとともに、その実施状況について報告を行うよう、文書（別紙¹）により行政指導を行いました。

- 委託先の監督の見直し及び対策の強化
- 利用者対応の徹底

連絡先

総合通信基盤局 電気通信事業部 利用環境課 外部送信係
電話：03-5253-5847
総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 基幹通信係
電話：03-5253-5837

また、貴社は、ProCX社と締結した業務委託契約において、個人情報の取扱いが発生する場合、貴社の事前の書面による承諾なく、第三者に開示等してはならないと規定していたが、ProCX社がBS社の提供するコールセンタシステムを利用するに当たり、個人データの取扱いの委託が行われていたにもかかわらず、ProCX社は貴社に対して、事前の承諾を得ていなかった。この理由について、令和6年1月19日付け貴社回答によれば、「（ProCX社は貴社に対して）業務の再委託を行っていない場合において、当社（貴社）に対し、個人情報の取扱いの再委託に係る事前の承諾を得る必要があることを適切に認識できていなかった（と回答している）」とのことであった。つまり、ProCX社によるBS社のコールセンタシステムの利用が個人情報保護ガイドライン上の個人データの取扱いの委託に該当するにもかかわらず、業務委託契約書等という業務委託には含まれていなかったことにより、こうした誤認が生じていたものと想定される。

以上のとおり、貴社のテレマーケティング業務のProCX社への委託については、個人データの取扱いの委託先の必要かつ適切な監督が行われていなかったと考えられ、電気通信役務の利用者の利益の保護が適切に図られていないと認められる。

さらに、他の大口委託先について行われた緊急点検において、令和6年1月19日付け貴社回答によれば、「他の委託先においても、今回のProCXへの対応と同様」とのことであり、個人データの取扱いを伴う外部サービスの利用において、現時点で、個人データの取扱いの委託先の必要かつ適切な監督が行われていない状況にあると考えられ、電気通信役務の利用者の利益の保護が適切に図られていないと考えられる。

また、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）において、貴社は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とされ、その運営に当たっては、常に経営が適正に行われるように配意する責務が課されている。今回漏えいした個人データは、地域電気通信事業に係るものであり、業務委託先の必要かつ適切な監督が行われていなかったことにより、結果として、約120万件の個人データが漏えいしたことに鑑みれば、地域電気通信事業の経営の適正な実施への配意が十分ではなかったと認められる。

以上のことは、事業法第1条並びにNTT法第1条第2項及び第3条の趣旨に鑑み、適切ではないと考えられる。